

★『学校給食の停止届』の注意事項★

児童・生徒が、事故・疾病等で5日以上給食停止を希望する場合は、食材発注の都合上、必ず事前に提出をお願いします。

- ① 事故や疾病等により停止する場合は該当します。
給食センターの最終確認が完了して、給食提供日が連続して5日以上（土・日・祝日・各学校の給食がない日を除く）の場合は、給食停止が可能です。（参考例を参照）
- ② 食材発注の都合上、給食停止（再開）には、3日かかります。
早めの提出をお願いします。
- ③ 食材発注の都合上、給食再開日の変更はできませんが、予定より早まる場合は、早めにクラス担任へ連絡して、対応方法について相談をお願いします。
- ④ 給食停止期間中の給食費は、後日清算します。
- ⑤ 「学校給食の停止届」は、クラス担任へ提出してください。
- ⑥ 「学校給食の停止届」は、年度内に限りますので、進級時には新学年として提出してください。

*「学校給食の停止届」Q&A

Q1. 「学校給食の停止届」を提出しないで、電話等の連絡だけでも大丈夫ですか？

A1. 誤りなく取扱うため、電話等だけでは停止出来ません。必ず「学校給食の停止届」を提出してください。

Q2. 急な発熱やけがなどで、学校を休む場合も給食を停止出来ますか？

A2. 連続して学校を休む日が4日以下（土・日・祝日・各学校の給食がない日を除く）の場合、事前に行う食材の発注に対応が出来ないため、停止の対象になりません。

Q 3. 再開日が不明な時は、どうしたらいいですか？

A 3. 決定次第、クラス担任に連絡をお願いします。再開までも3日かかりますので、早めに連絡をお願いします。

Q 4. 停止期間が延長する場合は？

A 4. わかり次第、再度「学校給食の停止届」の提出をお願いします。

Q 5. 停止期間が短くなり、早く登校する事になった場合は？

A 5. 給食食材の発注の変更が困難なため、給食再開日の変更は出来ませんが、予定より早くなった場合は、早めにクラス担任へ連絡して、対応方法について相談をお願いします。

Q 6. 届出を提出したが、連続5日以上停止にならなかった場合は？

A 6. 給食の停止の対象になりませんので、ご了承ください（Q 2と同様です）。

Q 7. 食物アレルギーで給食を停止したい場合は、どうしたらいいですか？

A 7. まず学校にご相談ください。その後面談等を行い必要な手続きをご案内します。

Q 8. 学級や学年閉鎖の時も、提出が必要ですか？

A 8. 学級・学年閉鎖の時は、提出の必要はありません。

Q 9. コロナ等流行に伴う登校の不安などで、欠席する場合も必要ですか？

A 9. 必要です。その場合も給食提供日が連続して5日以上（土・日・祝日・各学校の給食がない日を除く）の場合になります。「学校給食の停止届」の注意事項をご覧ください提出をお願いします。

《届出書提出の例》

(例) 入院のため5月10日(木)から17日(木)まで給食停止を希望する場合

5/7 (月)	5/8 (火)	5/9 (水)	5/10 (木)	5/11 (金)	5/12 (土)	5/13 (日)	5/14 (月)	5/15 (火)	5/16 (水)	5/17 (木)	5/18 (金)
クラス担任へ提出日 停止希望	停止希望 2日前	停止希望 1日前									給食再開日
給食あり 			給食 停止 1日	給食 停止 2日	/	/	給食 停止 3日	給食 停止 4日	給食 停止 5日	給食 停止 6日	給食あり

* その他、ご不明点や質問等ございましたら、学校または長泉町学校給食センターまでお問い合わせください。